

昭島市 産後ケア事業



～産婦さんや赤ちゃんの健康づくり・授乳・育児などの産後の生活のサポートをします～

- 利用例：訪問型 自宅でケアを受けたい。上の子がいるため、デイケア型が利用できない。
- デイケア型 育児手技について具体的なアドバイスを受けたい。
退院後も体調不良が続き、赤ちゃんのお世話がままならない。
- 宿泊型 心身のケア、育児の支援を病院や助産所等で宿泊しながら受けたい。

1 利用できる方

以下にあてはまる、産後4か月以内の赤ちゃんと産婦

1. 昭島市在住である。
2. 心身の不調や育児不安がある。

※医療処置が必要な方、感染症の疑いがある方は利用できないことがあります。

※デイケア型、宿泊型の場合、各事業所の状況により希望日に利用できないこともあります。

※赤ちゃんのみ入院している場合や、流産、死産をされた産婦さんのみの利用も可能です。

詳しくは、下記問い合わせ先までご相談ください。

2 産後ケアの内容

1. 産婦のケア（乳房ケア、心身回復のサポート、体調のチェックなど）
2. 赤ちゃんのケア（発育、体重のチェックなど）
3. 育児のサポート（育児相談、授乳、沐浴など）

※大人の食事：デイケア型は昼食、宿泊型は昼食、夕食及び朝食を提供します。

3 利用について（審査の上、実施方法と回数は決定いたします）

| | 訪問型 | デイケア型 | 宿泊型 |
|---------|------------------|--------------|-------------------|
| 実施方法 | ご自宅に訪問員が伺います | 市指定の助産院で行います | 市指定の産科医院・助産院で行います |
| 利用日 | 訪問員や助産院、産科医院の営業日 | | |
| 1回の利用時間 | 2時間以内 | 6時間以内 | 1泊2日 |
| 利用者負担 | 1回500円 | 1回2,000円 | 1回6,000円 |

※ 利用回数は、相談の上で決定します。

※ 市町村民税非課税世帯・生活保護受給世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯は利用者負担を免除します。

問い合わせ

〒196-0015 昭島市昭和町4-7-1

あいぼっく 昭島市健康課子育て世代包括支援センター係

担当：産後ケアコーディネーター

電話：042-543-7303 平日9時から17時までにご連絡ください。

～利用までの流れ～



相談 利用を希望する場合は、あいぽっくにご連絡ください。
保健師が健康状態や困り事などをお聞きします。

申請 あいぽっく 健康課の窓口で申請します。



<必要書類>

- 母子健康手帳
- 身分証明書（運転免許書、健康保険証等）
- 産後ケア事業利用申請書

※住民税非課税世帯は非課税証明書・生活保護受給世帯は生活保護受給者証・中国残留邦人等支援給付受給世帯は本人確認書をご持参ください。または、公簿等により利用者の属する世帯の課税状況を確認できる場合があります。

※来所しての申請が難しい場合はご相談ください。

決定 利用決定となった方に「昭島市産後ケア事業利用決定通知書、利用者カード」を郵送します。

予約 訪問型 …… 訪問員より、日程調整の連絡をします。
デイケア型 …… 直接、利用者が事業所へ予約の連絡をしてください。
宿泊型 …… 直接、利用者が事業所へ予約の連絡をしてください。



利用 助産師がゆったりと育児や産婦自身の体調に向き合っていくことができるようにサポートします。

支払い …… 利用当日のケアに入る前に、訪問員または事業所に直接お支払いください。

利用後 産後ケア事業終了後も、体調のことや育児について、あいぽっくの保健師が支援を行います。